有料公園施設料金表

4. ふるさとセンターパーク(つがの里)							
区分		単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)			
ふるさとセンター	第1研修室	1時間につき	300	310			
	第2研修室	1時間につき	300	310			

備考

- 1 市外の者(市内事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び 群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5 倍の額とする。
- 2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

4. ファミリーパーク(つがの里)						
区分		単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)		
バーベキュー場	1基(テント) (ガス代、鉄板、ガスコンロ、フラ イ返し、たわし、洗剤を含む。)	1回につき	1,500	1,570		
ファミリーパーク	会議室	1時間につき	300	310		
プラザ	第1研修室	1時間につき	300	310		
	第2研修室	1時間につき	300	310		
バッテリーカー		1回につき	100	100		

備者

- 1 市外の者(市内事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料(バッテリーカーを除く。)は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。
- 2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

4. 栃木市都賀聖地公園(つがの里)							
区分		単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)			
体験交流館	多目的室	1時間につき	300	310			
	作業室	1時間につき	300	310			

備老

- 1 市外の者(市内事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び 群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5 倍の額とする。
- 2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。